

介護サービス情報の公表システム等について

1. 介護サービス情報の公表システムについて

「介護サービス情報の公表」制度とは

利用者自身が介護サービス事業所を比較検討しながら適切に選択できるよう、情報提供のしくみとして導入された制度です。介護保険法により、原則として全ての介護サービス事業所・施設には、サービス内容や運営状況など利用者の選択に資する情報を公開することが義務付けられています。

○事業所にとってのメリット

- ① 公表を前提として、毎年継続的に自らのサービス提供の状況を利用者の視点でチェックすることができます。
- ② 公表されている情報と、実際のサービス提供が常に比較されますから、「利用者の視点」が、より強く意識されることとなります。
- ③ 公表されている情報について、経営者、管理者、介護従事者はもとより、利用者や家族、及び外部の関係者とも情報を共有することができます。
- ④ 自分たちの取り組み状況を他の事業者の取り組み状況と比較することができ、サービスの改善につなげられます。
- ⑤ 運営主体が都道府県であり、公正・公平な条件のもとでの事業所のPRが可能です。

○ケアマネジャーにとってのメリット

- ① 事業所の比較検討を行うのに必要な客観性の高い情報を収集することができます。
- ② 利用者と同じ情報を共有できるので、より利用者のニーズに沿ったケアプランの作成を支援することができます。
- ③ ケアマネジャーはケアプランを作成するだけでなく、事業所のサービスの質に関してもしっかりと管理していく責任があります。事業所の情報を利用者と共有することで、サービスの質について管理することができます。
- ④ ケアマネジメントの過程で利用者と事業者の間で何か問題が発生した場合、利用者と共有できる客観的な情報をもとに説明することができます。

令和6年4月上旬に、令和5年度のデータの確定作業を行いますので、データ変更の必要がある事業所は、令和6年3月31日（日）までに事業所情報を入力し、「提出する」をクリックしてください。

令和6年度の本システムへの情報の入力については別途通知しますので、各事業者においては同報メール等を確認していただき、通知が届き次第必ず入力するようにしてください。

なお、介護サービス情報の公表制度については介護保険法第115条の35第1項により、介護サービス事業者は「介護サービス情報」を知事に報告することが義務付けされており、これに従わない場合は、指定の取消しを含めた行政処分の対象となりうることを申し添えます。

2. 介護保険電子メール同報配信システムについて

介護保険等に関する香川県からの情報は、原則、介護保険電子メール同報配信システム（以下「同報メール」という。）で行い、個別に郵送することはありませんので、必ず事業所ごとにメールアドレスの登録をお願いします。

なお、メールの中には特定のサービスに限って配信するものもありますので、同一法人で複数のサービス事業所がある場合であっても、必ずサービスごとに登録をお願いいたします。

3. 変更届

(1) 変更届の提出が必要な事項

次の項目について変更があるときは、原則 10 日以内に変更届出書を提出してください。

- ① 事業所(施設)の名称
- ② 事業所(施設)の所在地
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名
- ※⑤ 登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)
- ⑥ 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等
- ⑦ 備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。)
- ⑧ 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所（介護老人保健施設及び介護医療院を除く。)
- ⑨ サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑩ 運営規程
- ⑪ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ⑫ 事業所の種別
- ⑬ 提供する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類
- ⑭ 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別)
- ⑮ 入院患者又は入所者の定員
- ⑯ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制
- ⑰ 福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）
- ⑱ 併設施設の状況等
- ⑲ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

※⑤は該当事業実施の根拠を定める条項に変更があるときに限り届出を要することに注意。

必要な例) 実施事業が増えたため、当該事業について定める条項が第2条第1項第5号から第2条第1項第6号へと変更になった。

不要な例) 社会福祉法の改正により定款に定める理事会に関する事項について変更した。

(2) 提出書類

- ① 変更届出書（第3号様式）
- ② その他必要な添付書類

※（変更届（第3号様式）添付書類一覧）を参照してください。

各種様式等掲載場所「かがわ介護保険情報ネット」

HP アドレス

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/iigyosya/youshiki/index.shtml>

介護サービス情報の公表システムの入力方法

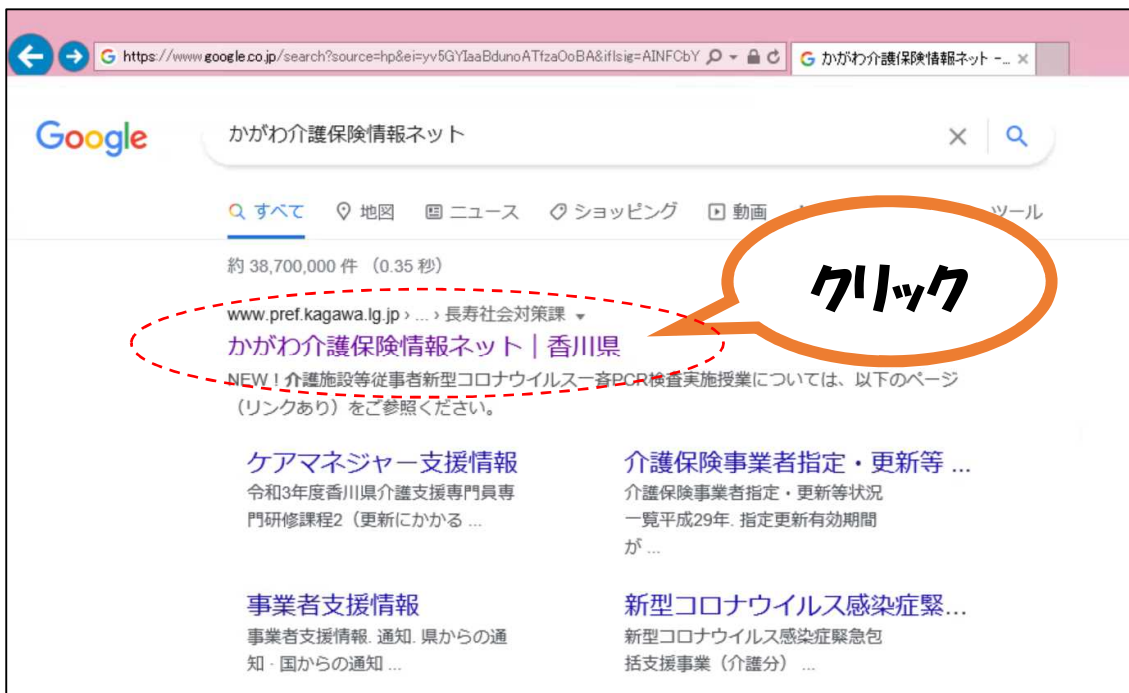
【URLを直接入力する場合】

下記URLを入力すれば、直接システムにつながります。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/37/>

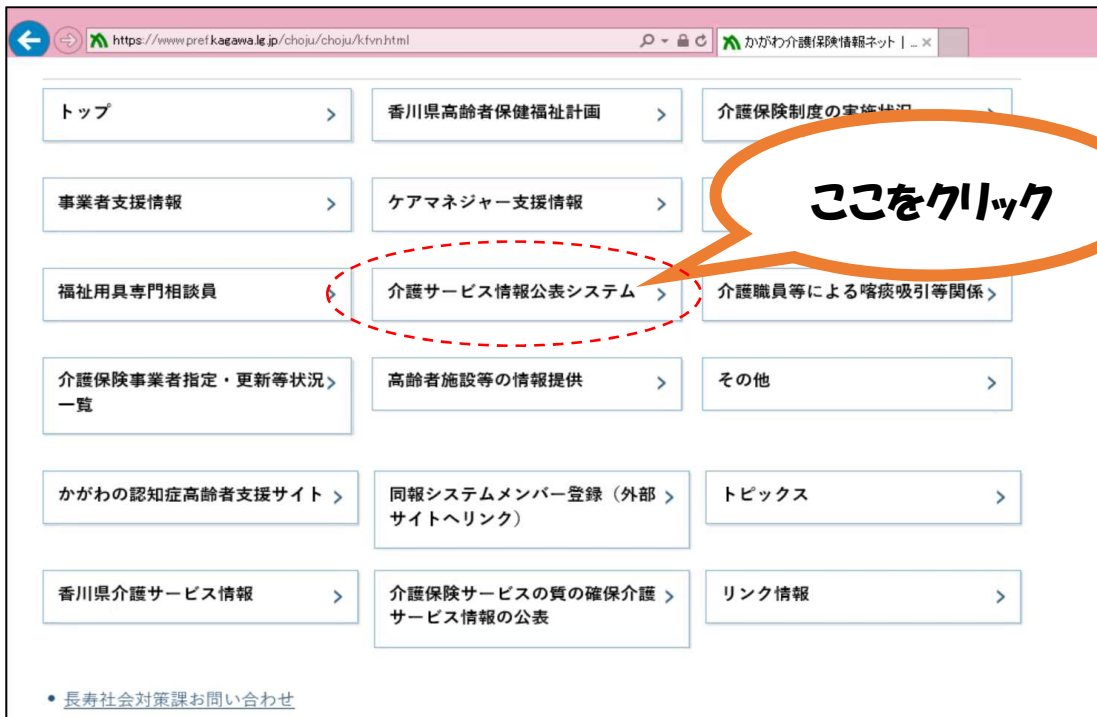
【かがわ介護保険情報ネットからアクセスする場合】

①インターネットで「かがわ介護保険情報ネット」と検索し、クリック。

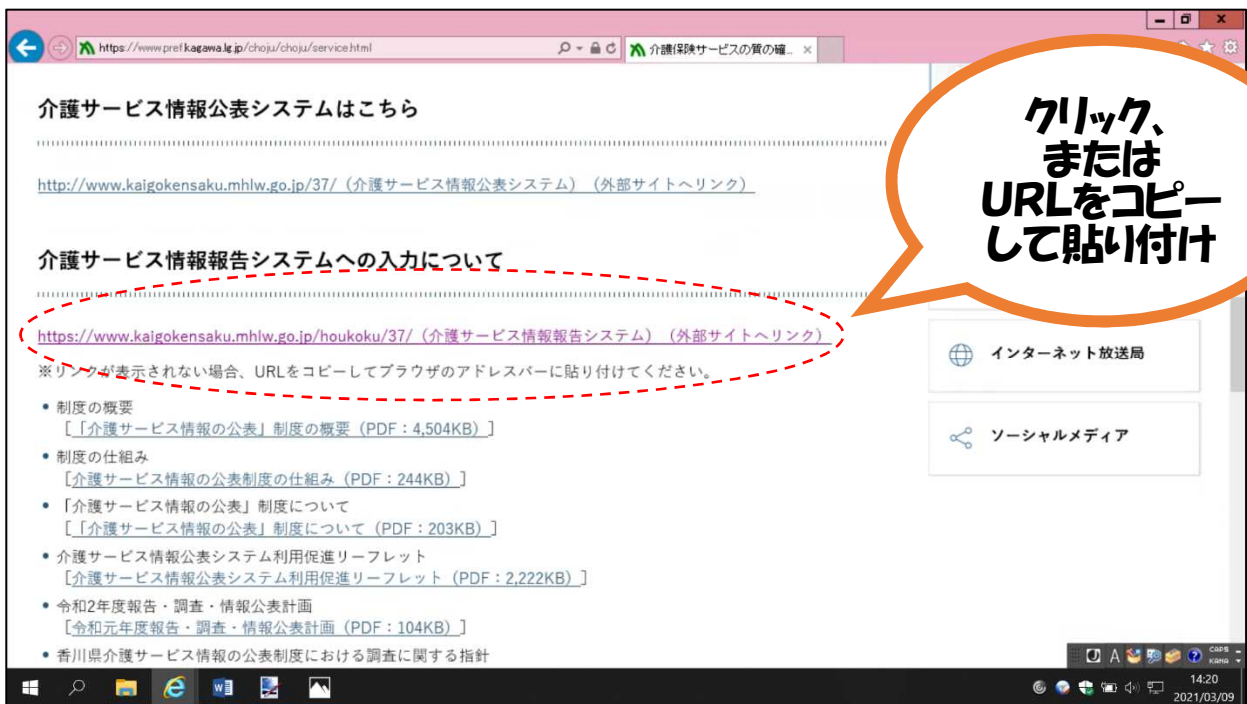


②スクロールして、「介護サービス情報公表システム」をクリック。





③スクロールして、URL をクリック。



④ ID・パスワード・サービス名を入力し、ログイン

介護サービス情報報告システム | 岩手県

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID(半角英数字)	<input type="text"/>
パスワード(半角英数字)	<input type="password"/>
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい

※予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

14:09
2018/03/08

⑤各項目を入力し、「提出する」ボタンをクリックすれば完了です。

介護サービス情報公表システムの閲覧方法

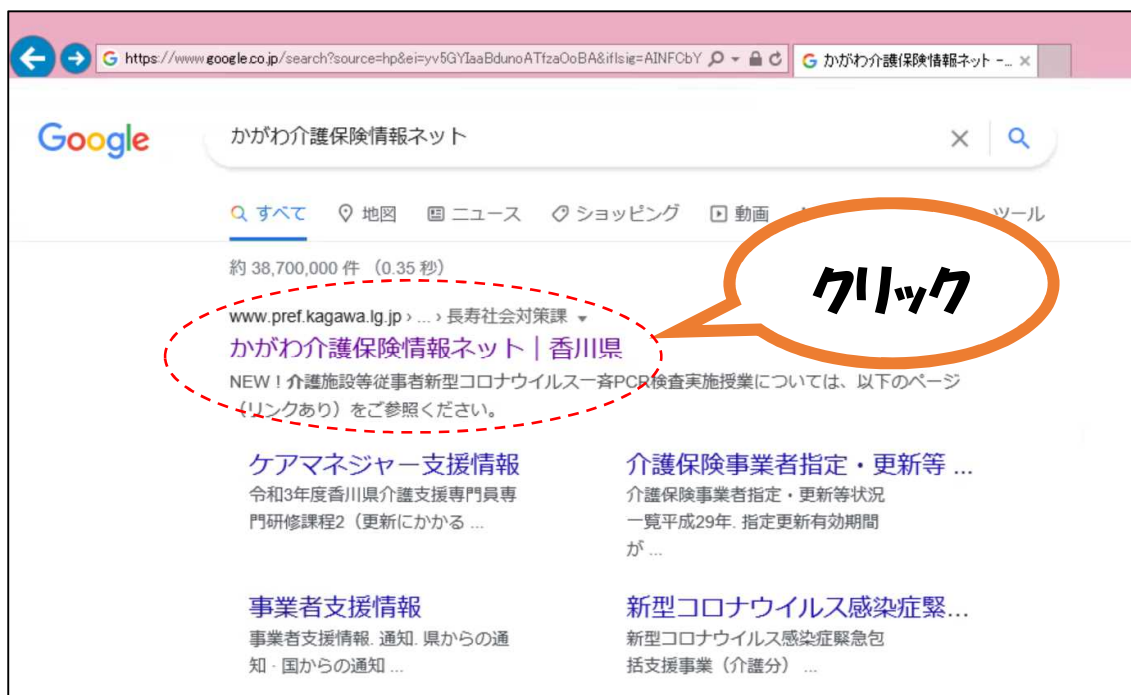
URLを直接入力する場合

下記URLを入力すれば、直接システムにつながります。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/37/>

かがわ介護保険情報ネットからアクセスする場合

①インターネットで「かがわ介護保険情報ネット」と検索し、クリック。

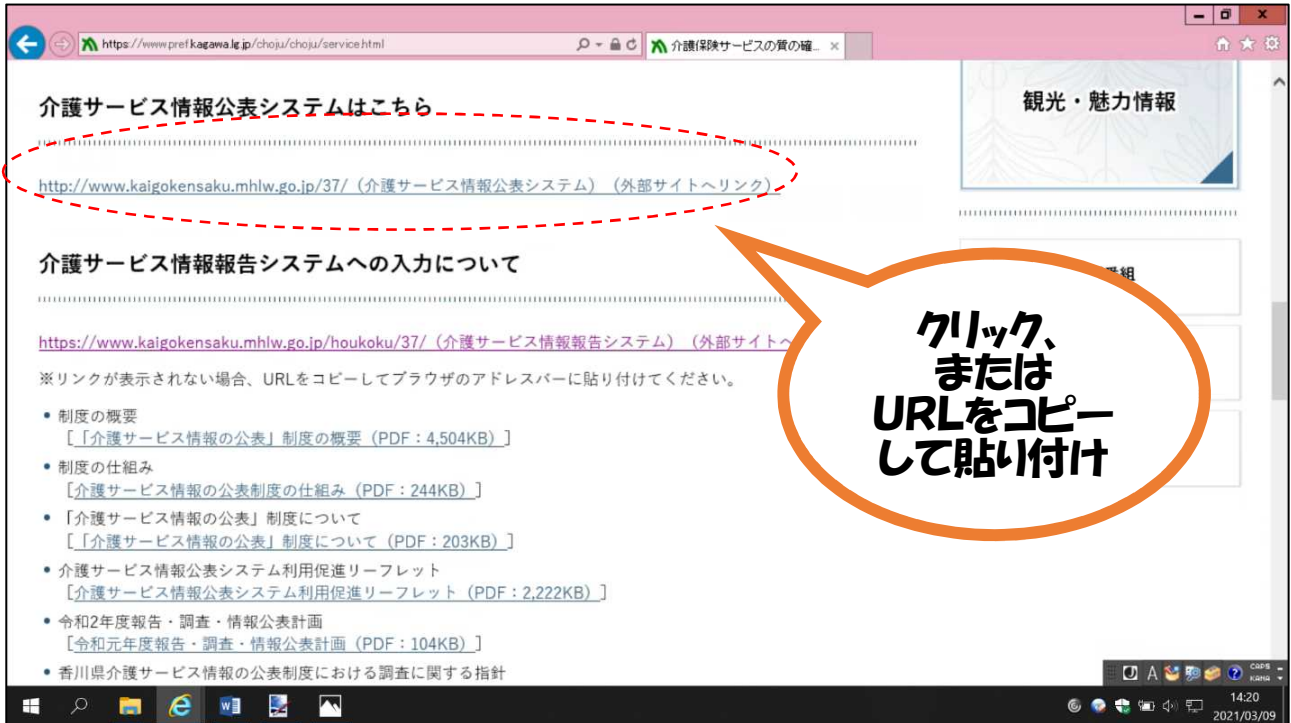


②スクロールして、「介護サービス情報公表システム」をクリック。





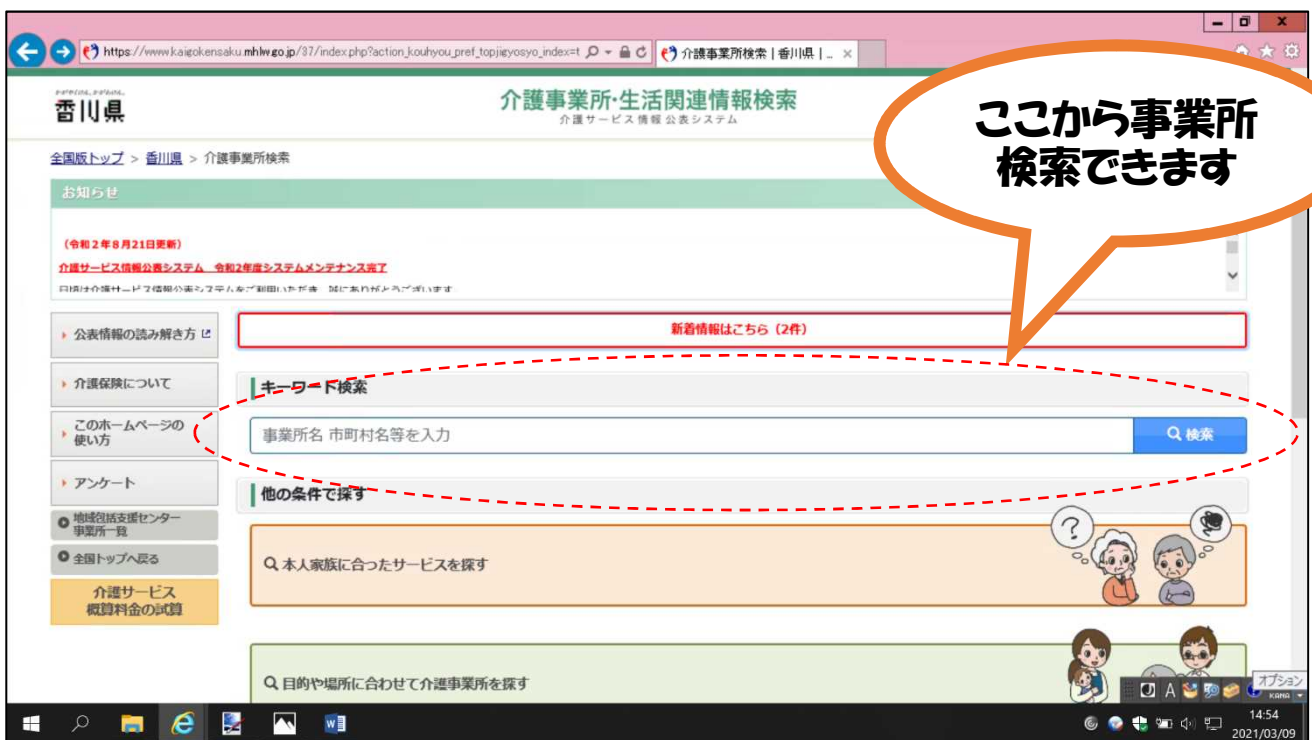
③スクロールして、URL をクリック。



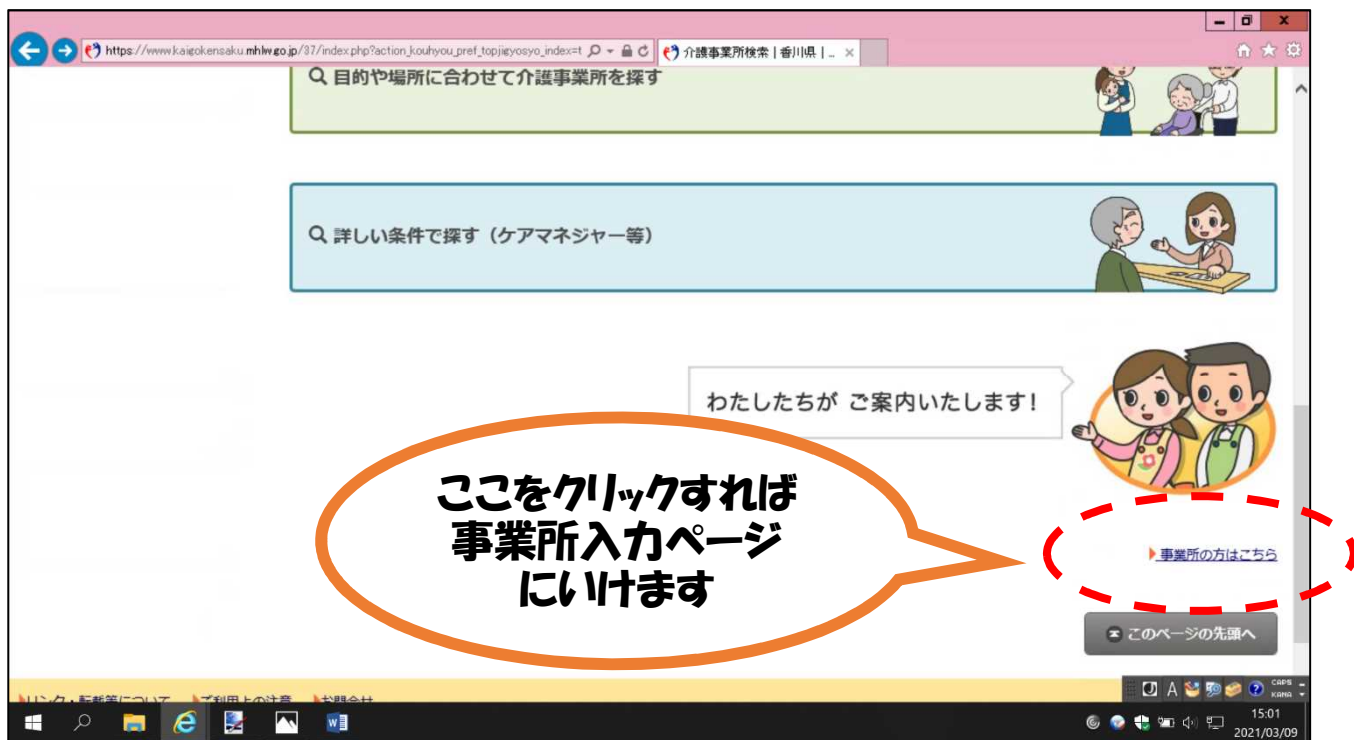
④ 「介護事業所を検索する」をクリックし、事業所名や条件などで検索。



事業所名や知りたい条件に合わせて検索できます。



もし、報告システム（事業所入力ページ）に入りたいときは、画面右下に注目



報告システム（事業所入力ページ）に入れます。

